



— 目 次 —

サービス・サポートのご参照ページ	2～3
海外旅行アシスタンスセンターのサービス内容（ご旅行中）	4～5
海外旅行アシスタンスセンターへの連絡方法（ご旅行中）	
1. KDDI ワールドフリーフォン（無料通話）でのご連絡	6～7
2. 日本国内への直接電話（有料）でのご連絡	8
3. コレクトコールでのご連絡	8～9
キャッシュレスメディカルサービスとは	10～11
スーツケース修理・お届けサービス（帰国後）	12
保険期間の延長手続きについて	13
ご契約後の通知等（ご契約内容の変更）	14
お客様に関する情報の取扱いについて	15
保険金のご請求方法	
1. 事故の連絡と保険金請求方法	16
2. ケガまたは病気の場合	17
3. 賠償事故を起こしてしまった場合	17
4. 携行品を盗まれたり破損した場合	18
5. 旅行中の事故による緊急費用が発生した場合	19
6. 旅行サービスの取りやめが発生した場合	19～20
ケガや病気に関する英会話・用語	22～25
海外旅行傷害保険の概要	26～37

1

サービス・サポートのご参照ページ

病気やケガ	重いケガや病気の時		滞在先で病院に行く前に「海外旅行アシスタンスセンター」へご連絡ください。 6～9ページ
	軽いケガや病気の時	たとえば ・最寄りの病院を案内してほしい。 ・日本語の通じる病院を案内してほしい。 ・病院の予約・手配をしてほしい。 ・キャッシュレスで治療を受けたい。	
携行品の事故（※1）	携行品が破損したとき	▶ ご自身で病院を手配され、治療費をお支払いされる場合は、診断書および治療費の領収書を取り付けてください。 ▶ 第三者証明を取り付けてください。 ▶ 破損状態を写真に撮っておいてください。 ▶ 修理見積書や修理不能証明書を取り付けてください。	日本へ帰国後、保険金を請求ください。 「海外旅行アシスタンスセンター」へご連絡ください。 16～19ページ
	航空会社に預けた荷物が盗難に遭ったとき	▶ 航空会社の事故証明書を取り付けてください。	
	その他の盗難に遭ったとき	▶ 警察の事故証明書または第三者の証明書を取り付けてください。	
	・航空機の遅延・欠航 ・6時間以上の出発遅延 ・着陸地変更 ・手荷物の到着遅延 等（※2）	▶ 航空会社等の事故証明書を取り付けてください。 ▶ 現地で支出した費用の領収書を取り付けてください。	
賠償事故 ・誤って他人のものを壊した ・誤って他人にケガをさせた			滞在先から「海外旅行アシスタンスセンター」へ必ずご連絡ください。 6～9ページ
その他、海外での事故やトラブルに遭ったとき			
帰国が予定より延びて、保険期間を延長したいとき			「チューリッヒ保険会社お客様係」へご連絡ください。 13～14ページ
告知事項（危険なお仕事）が変更になるとき			

※1 携行品損害補償特約がセットされている場合に限りです。

※2 旅行中の事故による緊急費用補償特約、航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約、航空機遅延費用等補償特約がセットされている場合に限りです。

海外旅行アシスタンスセンターのサービス内容（ご旅行中）

海外旅行先でのケガ、病気、盗難などのさまざまなトラブルにあわれた場合に、保険契約内容の照会・保険金請求の相談、および、病院・医師の紹介などを**24時間365日、日本語で対応**いたします。

【サービスご利用上の注意点】

- サービス提供に伴う実費が、ご契約いただいた契約金額（保険金額）または支払限度額を超過する場合や、当社海外旅行傷害保険のお支払いの対象とならない費用については、お客様の自己負担となります。
- 事故発生地域や各国の政治情勢等の理由により、サービスがご提供できない、または時間を要する場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 海外旅行アシスタンスセンターの受付は日本語で行います。実際のサービス提供にあたっては、現地の医師、看護師、係員が担当し、日本語を話せない場合がありますのであらかじめご了承ください。

	保険金請求手続きに係るご相談受付	保険金請求手続きに係るご相談等をご案内いたします。
	パスポートやクレジットカード等の紛失・盗難時のご案内	パスポートやクレジットカード等の盗難や紛失の際の手続きについて、ご案内いたします。
	医療機関の情報提供	病院・医師のご案内や日本語を話せる医師のご案内など医療情報の提供をします。
	病院・医師の紹介・手配	最寄りの医療施設またはより設備の整った専門病院の紹介、手配をいたします。
	医療通訳サービス	ケガや病気で医師の治療を受けられる場合、必要に応じて、電話による医療通訳サービスを行います。
	キャッシュレス提携病院の案内	病院において、現金不要で治療を受けられるよう交渉・手配をします。ただし、お客様のご契約の補償範囲内に限ります。

4

	入院・転院の手配	適切な治療が受けられるように、必要に応じて、医療設備の整った病院または専門医のいる病院への入院・転院を手配いたします。
	緊急輸送機関の手配	緊急移送のために必要な輸送機関を手配いたします。（定期航空便、チャータージェット、ヘリコプター、救急車など）
	付添医師・看護師の手配	緊急移送または転院のために医師・看護師が必要な場合、その手配をいたします。
	ご家族等へのサポート	被保険者が入院しているような場合、回復状況や治療内容を国内にいるご家族へ連絡いたします。また、3日以上続けて入院された場合、病院へ駆けつけるご家族の渡航の手配をいたします。
	弁護士の紹介・手配	賠償事故を起こし、加害者として法律上の賠償責任を負った場合または被害者として法律上の損害賠償請求をされる場合、現地の弁護士を紹介・手配いたします。
	遺体搬送手配	被保険者が万が一の場合、ご遺体をご遺族のもとへ移送する手配を行います。

※ 海外旅行アシスタンスセンターでは、保険期間の延長手続きは受け付けておりません。保険期間の延長手続きは、13ページをご参照ください。

海外旅行アシスタンスセンターへの連絡方法

ご連絡いただく際に以下のことをお伝えください。現地連絡先と電話番号、状況（ケガの状況、病気の症状、事故の内容等）をお聞きますので、ご準備の上、ご連絡ください。

- ・ チューリッヒ保険会社の海外旅行傷害保険に加入していること
- ・ お名前
- ・ 契約証番号
- ・ ご契約タイプ

連絡方法

1. KDDI ワールドフリーフォン（無料通話）でのご連絡
2. 日本国内への直接電話（有料）でのご連絡
3. コレクトコールでのご連絡

（6～7ページ）
（8ページ）
（8～9ページ）

5

海外旅行アシスタンスセンターへの連絡方法（ご旅行中）

1. KDDI ワールドフリーフォン（無料通話）でのご連絡

滞在されている国・地域の番号を押してください。

電話ご利用上の注意点

- 1) 外国側事情により、「KDDI ワールドフリーフォン」番号が変更されることがあります。また、国や地域によっては、公衆電話やホテル客室、携帯電話からご利用いただけない場合があります。
- 2) ホテルなどからお電話をいただく場合は、備え付けの電話番号に記載された外線発信のための番号に続けて通話料無料の番号をおかけください。
- 3) 滞在地域、電話機の種類（公衆電話、携帯電話）やホテルによっては課金される場合があり、お客様のご負担となる費用が発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、海外ローミング料金はお客様のご負担になりますのでご注意ください。

（2023年9月現在）

地域	滞在地	電話番号（フリーフォン）
アジア	中国 携帯全土	4001-203734
	香港	800-90-0401
	台湾	00801-81-2773
	韓国	00798-81-1-0827
	シンガポール	800-8110-828
	インドネシア	007803-81-1-0034
	タイ	1800-011-215
	フィリピン	1-800-1-8110332
	ベトナム	120-81-041
北米	アメリカ（本土・ハワイ）	1-833-950-0887
	カナダ	1-833-907-6900
オセアニア	オーストラリア *1	1-800-718-230
	ニュージーランド	0800-64-0359
中南米	アルゼンチン	0800-777-0092
	コロンビア	01-8009-812119
	ブラジル	0800-761-0215
	ペルー	0800-55804
	メキシコ	01-800-123-3207

6

地域	滞在地	電話番号（フリーフォン）
ヨーロッパ	イギリス	0808-23-49880
	イタリア	800-8-71549
	オーストリア	0800-298831
	ギリシャ	00-800-8113-0133
	スイス	0800-89-5360
	スウェーデン	020-790-253
	スペイン *2	9009681-86
	チェコ	800-143-375
	デンマーク	8025-4539
	ドイツ	0800-1-80-8124
	ハンガリー	06-800-21624
	フランス	0800-90-6914
	ベルギー	0800-1-2556
	ポーランド	00-800-811-1215
	ポルトガル	800-8-81-045
	ルクセンブルグ	8002-6038
アフリカ・中近東	ロシア	8-800-301-8874
	アラブ首長国連邦	800-081-0-0139
	イスラエル	1-80-945-5197
	南アフリカ	0800-99-0185

*1:クリスマス島、ココス・キリング諸島は提供外です。
*2:スペイン領北アフリカ、カナリア諸島は提供外です。

現地の電話事情などによりつながりにくい場合、日本国内の海外旅行アシスタンスセンターへ直接お電話ください。お客様のご負担を少なくするため、折り返しのご連絡をさせていただいております。

海外旅行アシスタンスセンター
（国番号81）050-3820-7579 （有料）

日本国内からは、フリーダイヤルをご利用ください。 ☎ 0120-810-592

株式会社プレスステージ・コアソリューションズと提携して「海外旅行アシスタンスセンター」を設置し、各種サービスを提供しております。

7

海外旅行アシスタンスセンターへの連絡方法（ご旅行中）

2. 日本国内への直接電話（有料）でのご連絡

電話をかける側が料金を負担する方式です。すべての国・地域でご利用いただけます。

電話料金は有料となりますので、「折り返しの電話番号」をお伝えいただければ、海外旅行アシスタンスセンターよりおかけ直しいたします。ただし、かけ直しの場合においても、ホテルではサービス料が生じたり、携帯電話では国際ローミング料を別途負担いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

海外旅行アシスタンスセンター（直通電話）
(81) 050-3820-7579
日本の国番号 市外局番 海外旅行アシスタンスセンターの番号

日本国内からご連絡いただく場合は、フリーダイヤルをご利用ください。
☎ 0120-810-592

3. コレクトコールでのご連絡

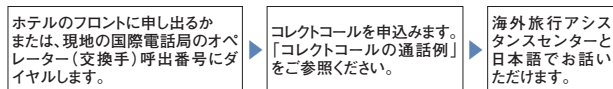
電話を受ける側が料金を負担する方式です。

コレクトコールは滞在中のホテルのフロント、または、ご自身で現地の国際電話局までダイヤルしてオペレーター（交換手）を呼び出して、コレクトコールを申込みます。英語または現地語で依頼をする必要があります。

ホテルの客室から電話をかける場合、コレクトコールであってもホテル側でサービス料を請求する場合がありますのでご了承ください。

日本の携帯電話の場合、コレクトコールをご利用できない場合があります、また海外ローミング料金はお客様のご負担になりますので、ご注意ください。

コレクトコールのかけ方



8

コレクトコールの通話例

- ホテルのフロントに申し出るか、現地の国際電話局のオペレーター（交換手）呼出番号にダイヤルします。
Collect call to Zurich Assistance center in Japan, please.
(日本のチューリッヒアシスタンスセンターにコレクトコールをお願いします。)
- (ホテルの場合) 自分の名前と部屋番号を告げます。
This is Tanaka in Room 503.
(こちらは503号室の田中です。)
- 電話番号を伝えます。
The number is 050-3820-7579.
(050-3820-7579です。)

<交換手が次のように言った場合の対応方法>

- Hold on, please. Hold the line. → 電話を切らずに待ちます。
Hang up, please. → 電話を一度切って待ちます。
On the line. → (相手が電話に出たので) お話ください。

※ ホテルのオペレーターから電話局のオペレーターにつなぐ場合もあります。その場合は、もう一度、上記の内容を繰り返し告げ、ホテルの名前も伝えてください。

国際電話局オペレーター呼出番号			
滞在地	呼出番号	滞在地	呼出番号
アメリカ本土	0	台湾	100
アルゼンチン	000	中国(北京)	115
イギリス	155	中国(上海)	583322
イタリア	170	デンマーク	0015
オーストラリア	0101	ニュージーランド	0170
オランダ	060410	ハワイ	0
カナダ	0	フィリピン(マニラ)	108
韓国	007	フィンランド	92022
ギリシャ	161	ブラジル	000111
グアム	000	フランス	003381
シンガポール	104	ベルギー	904
スイス	114	香港	010
スペイン	1005	メキシコ	09
タイ	100		

※ 電話機またはホテルによって、オペレーター呼出番号が異なったりコレクトコールを申込みない、または、手数料がかかる国もあります。

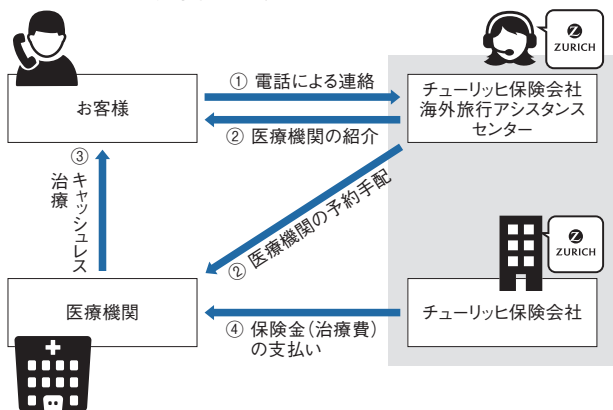
9

キャッシュレスメディカルサービスとは

キャッシュレスメディカルサービスとは、お客様の保険契約の補償範囲内であれば、チューリッヒ保険会社が直接病院などへ治療費をお支払いするサービスです。お客様は現金不要で治療を受けることができます。

<ご利用方法>

- 病院に行かれる前に海外旅行アシスタンスセンターまでご連絡ください。
- 当サービスを受けられる医療機関をご紹介します。予約が可能な医療機関の場合は、予約手配も行います。
- 治療をお受けください。治療の際、必ず保険契約証などを病院の窓口でご提示ください。ご本人確認が必要な病院もありますので、必ずパスポートをご持参ください。
- 治療費は、当社から医療機関へ直接お支払いします。
※ただし、緊急手配された救急車代などは、キャッシュレスメディカルサービスの対象となりませんので、ご了承ください。



海外旅行アシスタンスセンターの連絡先は、6～9ページを参照ください。

株式会社プレステージ・コンサルティングおよび株式会社プレステージ・グローバルソリューションズと提携して「海外旅行アシスタンスセンター」を設置し、各種サービスを提供しております。

サービスご利用上の注意点

- お客様の自己負担について
① 各サービスに伴って発生した治療費・移送費等の実費が、ご契約の保険金額（ご契約金額）または支払限度額を超過する場合には、その超過部分（アシスタンス会社の手数料を含みます。）については、お客様の自己負担となります。保険金のお支払い対象とならない実費・手数料をお客様からアシスタンス会社にお支払いいただいた上で、サービスを提供させていただきますので、あらかじめご了承ください。
② 治療費が少額の場合、病院・医師によってはお客様ご本人による治療費のお支払いを求められる場合がございます。その場合には、治療費を一旦ご負担いただいた上で、帰国後に保険金をご請求ください。
③ 治療時に当サービスの対象であることを確認できない場合は、お客様に自己負担いただく場合がございます。
④ 当サービスご利用後に保険金のお支払い対象とならないことが判明した場合は、一切の費用はお客様の自己負担となります。
⑤ 治療後にキャッシュレスメディカルサービスご利用のお申し出をされても、当サービスが受けられない場合がございます。その場合には、治療費を一旦ご負担いただいた上で帰国後に保険金をご請求ください。
⑥ 夜間の救急外来など時間外受付の場合は、当サービスがご利用いただけない場合があります。
- 医療機関、交通機関等について
① 当社は、手配した医療機関での医療過誤等を含めた業務に起因する責任は負いません。
② 医療機関の診療内容を保証することはできません。受診にあたっては、医師と治療内容について十分協議され、同意の上治療を受けてください。
③ 医療機関の業務内容や、診療内容に関するお問合わせやご意見等は、直接医療機関にご連絡ください。事後、ご連絡いただいても、ご希望に添えない場合がございます。
④ 手配した交通機関の交通事故等起因する責任は負いません。
- その他
① 海外では受診に際し、事前予約が一般的です。予約に関しては、海外旅行アシスタンスセンターでサポートが可能です。ただし、総合病院の救急外来では予約を受け付けないケースが多く、また待ち時間も比較的に長くなります。
② 土曜日、日曜日、祝日は原則として病院も休診となりますので、あらかじめご了承ください。
③ 緊急治療を除き、未成年のお客様の治療は、親権者の承認が必要となります。

海外旅行中に保険事故で破損したスーツケースの修理に際し、当社が提携している修理会社をご紹介します。お引取りから修理・お届けまでをいたします。また、修理代金は当社から直接保険金として提携修理会社へお支払いしますので、お客様に修理代金を一旦お立替えていただく必要はございません。

<ご利用方法>

携行品損害保険金のお支払い対象となるスーツケースなどの旅行かばんの破損事故で、「スーツケース修理・お届けサービス」をご希望される場合は、海外旅行アシスタンスセンターまでご連絡ください。

- ① 海外旅行アシスタンスセンターまでご連絡ください。
- ② 当社よりサービス依頼確認書をお送りいたします。
- ③ 保険金請求書に必要事項を記入の上、返送ください。
- ④ 修理サービス手配をいたします。
- ⑤ 提携修理会社より修理サービス書類一式が届きます。
- ⑥ 説明書類に従ってスーツケース等の準備をして、集配の手続きをしてください。
- ⑦ 修理後、スーツケース等をお届けいたします。
- ⑧ 当社から提携修理会社へ保険金をお支払いいたします。



<ご連絡先>

海外旅行アシスタンスセンター
(24時間365日)

☎ 電話番号

0120-810-592

<サービス利用上の注意点>

- ・当サービスは、携行品損害保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。
- ・経年劣化による故障や塗料のはがれなど単なる外観の損傷であり、機能に支障をきたさないなど、保険金お支払いの対象外となる場合には、当サービスをご利用いただくことはできません。
- ・修理代金が限度額（1点あたり10万円）を超過する場合の超過部分は、お客様の自己負担となります。
- ・当サービスのご提供は日本国内のみのため、対象品の発送・受取りは日本国内に限ります。
- ・修理依頼時期や破損状況によっては、修理日数を要する場合もありますので、あらかじめご了承ください。

当サービスは、株式会社山澤工房と提携して提供しております。

12

過去に保険金等のご請求がない場合等において、当社が承認する延長期間・補償内容にて、保険期間の延長をお引受けすることがあります。告知内容やご加入プランによっては、ご契約時と同一内容での保険期間の延長ができない場合や延長をお引受けできない場合もございますので、あらかじめご了承ください。海外からの延長手続きは行えませんので、日本における代理の方（ご家族・知人）に延長手続の依頼をしてください。

<延長手続きに必要な連絡事項>

- ・ 契約証番号
- ・ 保険契約者氏名・住所
- ・ 被保険者氏名・生年月日
- ・ 現在の保険期間（○年○月○日～○年○月○日）
- ・ ご希望の延長期間（○年○月○日まで）



<ご連絡先>

ご依頼を受けられた代理の方がチューリッヒ保険会社お客様係までご連絡ください。海外からはつながりませんので、ご注意ください。

チューリッヒ保険会社お客様係
(午前9時～午後5時、土日祝・年末年始を除く)

☎ 電話番号

0120-728-877

- (注1) 保険期間終了前（日本時間）にお手続きください。保険期間を過ぎてからのお手続きはできません。
- (注2) 保険期間の延長によって保険料の追加払いが生じた場合、代理の方から当社にお振込みをいただきます。保険料領収前に生じた事故は、保険金支払いの対象になりませんので、ご注意ください。
- (注3) 保険期間の延長手続きは、海外旅行アシスタンスセンターではお手続きできませんので、ご了承ください。

保険期間の自動延長について

以下の事由により、旅行の最終目的地への到着が遅れた場合、保険期間は予定の時刻より遅れた時間を72時間を限度として自動的に延長されます。その場合には保険期間の延長手続きは不要となります。

- ・ 乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休
- ・ 交通機関の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能
- ・ 治療を受けたこと
- ・ 旅券の盗難または紛失
- ・ 同行家族または同行予約者が入院したこと

13

ご契約後の通知等（ご契約内容の変更）

ご契約締結後に告知事項に変更が生じた場合は、遅滞なくチューリッヒ保険会社お客様係までご通知ください。ご連絡いただいた内容によっては、保険金をお支払いできないことやご契約が解除される場合があります。また、保険料の追加払いが生じた場合で、追加保険料の払込みが行われないときについても、保険金をお支払いできないことやご契約が解除される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

・ 職業や職務に変更が生じた場合

旅行中に以下のような危険な職業に変更となる場合、保険金を削減してお支払いすることやご職業変更後のご契約をお断りすることがあります。

建設現場作業、農林業作業、漁業作業、オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含む）、競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含む）、拳闘家（プロボクサー）、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含む）、力士（相撲取り）その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業および別途チューリッヒ保険会社が定める保険契約引受範囲を超える職業*の場合

*水中・戦争カメラマン、戦争・紛争報道ジャーナリスト、反社会的勢力、公序良俗に反する者、など

・ 保険契約者の住所が変更された場合

遅滞なくチューリッヒ保険会社お客様係までご連絡ください。

・ 保険期間の途中で帰国された場合

変更のお手続きをされた日から保険期間終了日までの残り期間に応じて保険料をお返しできる場合があります。チューリッヒ保険会社お客様係までお問合わせください。

<保険契約内容の問合せや変更等に関するご連絡先>

チューリッヒ保険会社お客様係
(午前9時～午後5時、土日祝・年末年始を除く)

☎ 電話番号

0120-728-877

※ 海外からはつながりませんので、ご注意ください。

14

お客様に関する情報の取扱について

保険契約に関する個人情報、チューリッヒ保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、チューリッヒ保険会社が他の商品・サービスの提供のために利用することがあります。また、下記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、保険金の請求・支払いに関する関係先、再保険会社等に提供することがあります。

1. 当社の保険の募集、お見積り、お引受け、ご継続および保険金・給付金のお支払い
2. 当社の保険契約の保管理およびこれに関連・付随する業務
3. 当社およびグループ会社の商品やサービスのご紹介、ご提供
4. アンケートの実施や市場調査および保険商品・サービスの開発・研究
5. 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
6. 他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務の適切な遂行
7. キャンペーン等に付随する景品発送
8. その他保険に関連・付随する業務（※1・※2）
 - （※1）お客さまのウェブサイトの閲覧履歴や加入履歴の情報等を分析して、お客さまへ最適な情報提供、広告配信等を行うことを含みます。
 - （※2）当社以外の第三者から取得したお客さまの閲覧履歴等の情報を当社が既に有しているお客さまの個人情報と紐づけて利用する場合があります。この場合にはお客さまからあらかじめ同意を取得するとともに、上記に掲げる利用目的の範囲内において利用いたします。

また、保険契約の締結ならびに保険金支払の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会への登録、損害保険会社等との間で交換を実施することがあります。

詳しくは、チューリッヒ保険会社のホームページ（www.zurich.co.jp）をご覧ください。

<当社への苦情・連絡窓口>

ご質問、ご相談、各種手続、苦情につきましては、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

チューリッヒ保険会社お客様相談室

☎ 0120-860-697 午前9時～午後5時（土日祝・年末年始を除く）

なお、チューリッヒ保険会社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンプズマンと手続実施基本契約を締結しています。苦情に関して保険会社との間で問題を解決できない場合には、保険オンプズマン 03-5425-7963 受付時間：午前9時から12時、午後1時から5時（土・日・祝・年末年始休）に解決の申立てを行うことができます。詳しくは保険オンプズマンのホームページ（www.hoken-ombs.or.jp/）をご覧ください。

15

保険金のご請求方法

1. 事故の連絡と保険金請求方法

帰国後のご連絡先

事故に遭われて保険金を請求する場合は、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に海外旅行アシスタンスセンターまでご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。

海外旅行アシスタンスセンター
事故の受付・保険金請求の受付

☎ 電話番号
☎ **0120-810-592**
24時間365日

保険金を請求するにあたっては、海外現地で取得いただきたい書類があります。現地で不明な点があったときは、海外旅行アシスタンスセンターへご連絡ください。海外旅行先からのご連絡方法は、6～9ページを参照ください。

保険金請求書の送付先

〒259-0191
日本郵便株式会社 二宮郵便局
私書箱6号 チューリッヒ保険会社 宛

他の保険契約がある場合のお支払い

補償が重複する同種の保険商品に加入されていて、発生した損害に対して既に他の保険会社等から保険金等（保険金または共済金）が支払われた場合は、ご契約の補償金額を限度に、実際の損害額から支払われた保険金等の合計額を差し引いた額をお支払いいたします。

保険金のお支払時期

当社が保険金請求に必要な書類をすべて受領した日（請求完了日）から、その日を含めて30日以内に保険金をお支払いするために必要な照会や調査を終え、保険金をお支払いいたします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、別途定める期日までに保険金をお支払いいたします。詳細は、当社までお問合わせください。

保険金請求書

当社ウェブサイトから印刷してご利用いただけます。
<https://www.zurich.co.jp/travel/service/trouble/index.html>

16

2. ケガまたは病気の場合

キャッシュレスメディカルサービスをご利用される場合は、病院に行かれる前に海外旅行アシスタンスセンターまでご連絡ください。お手続き方法についてご案内いたします。

ご自身で治療費等をお支払いになった場合、治療を受けた医師や医療機関での診断書および領収書をお取り付けの上、帰国後にご連絡ください。

<保険金請求に必要な書類>

- ① 保険金請求書（原本）
- ② 治療費用の領収書・明細書・レシート（原本）
- ③ 医師の診断書
- ④ パスポートのコピー（パスポートNo.と名前のページ、日本の出入国スタンプ欄 *1）
*1 自動化ゲートをご利用の場合は、旅行の日程表、航空券の写し等
- ⑤ その他（必要に応じてご提出をお願いすることがあります。）

3. 賠償事故を起こしてしまった場合

まずは、海外現地から海外旅行アシスタンスセンターへご連絡ください。お手続き方法についてご案内いたします。ご連絡いただく前に、被害者と損害賠償の取り決め（示談）をされた後の保険金請求については、保険金をお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

海外旅行先からのご連絡方法は、6～9ページを参照ください。

<ご注意点>

- ・日時、場所、相手の名前や連絡先などをメモして、ご連絡ください。
- ・状況写真や損害品等の写真を撮っておいてください。
- ・人身事故の場合は、相手の方の応急処置を行ったうえ、病院にご連絡ください。
- ・ご連絡いただく前に、被害者と損害賠償の取り決め（示談）をしないようご注意ください。賠償の内容については保険会社と相談したうえで連絡する旨を被害者へお伝えください。

17

保険金のご請求方法

4. 携行品を盗まれたり破損した場合

携行品損害補償特約がセットされている場合に補償されます。携行品1点についての限度額10万円（乗車券等は5万円）を超過する場合の超過部分は、お客様のご負担となります。

<保険金請求に必要な書類 盗難の場合>

- ① 保険金請求書（原本）
- ② 第三者の証明（次のいずれかをご提出ください。）
警察の事故証明書／航空会社・旅行会社等の第三者の証明書
- ③ 盗難品購入時の領収書・明細書・レシート（原本）
- ④ パスポートのコピー（パスポートNo.と名前のページ、日本の出入国スタンプ欄 *1）
*1 自動化ゲートをご利用の場合は、旅行の日程表、航空券の写し等
- ⑤ その他（必要に応じてご提出をお願いすることがあります。）

<保険金請求に必要な書類 破損の場合>

- ① 保険金請求書（原本）
- ② 第三者の証明（次のいずれかをご提出ください。）
警察の事故証明書／航空会社・旅行会社等の第三者の証明書
- ③ 破損品購入時の領収書・明細書・レシート（原本）
- ④ 修理見積書・修理不能証明書・保証書・領収証など（原本）
- ⑤ 損傷物の写真
- ⑥ パスポートのコピー（パスポートNo.と名前のページ、日本の出入国スタンプ欄 *1）
*1 自動化ゲートをご利用の場合は、旅行の日程表、航空券の写し等
- ⑦ その他（必要に応じてご提出をお願いすることがあります。）

※ 「スーツケース修理・お届けサービス」をご利用される場合は、12ページもご覧ください。

18

5. 旅行中の事故による緊急費用が発生した場合

旅行中の事故による緊急費用補償特約がセットされている場合に補償されます。

<保険金請求に必要な書類>

- ① 保険金請求書（原本）
- ② 第三者の事故証明書
・警察等の公的機関の証明書
・航空会社等の証明書（遅延証明書、欠航証明書等）
・手荷物遅延証明書
・医療機関の証明書（診断書等）
・旅行会社の証明書
・宿泊施設の証明書 など
- ③ 負担された費用の領収書・明細書・レシート（原本）
- ④ パスポートのコピー（パスポートNo.と名前のページ、日本の出入国スタンプ欄 *1）
*1 自動化ゲートをご利用の場合は、旅行の日程表、航空券の写し等
- ⑤ その他（必要に応じてご提出をお願いすることがあります。）

6. 旅行サービスの取りやめが発生した場合

キャンセル費用補償特約がセットされている場合に補償されます。

<保険金請求に必要な書類>

- ① 保険金請求書（原本）
- ② 当会社の定める事故状況報告書
- ③ 費用の負担や払い戻しの有無を証明できる書類（旅行代金の支払を証明する領収書または精算書および旅行行程を確認できる書類）
- ④ 保険金を支払う場合の事象に応じた必要書類

19

- 例)
- ・ 交通事故証明書
 - ・ ペットの死亡日、入院開始日など傷病名を証明する獣医師の診断書
 - ・ イベントが中止等になったことを証明する書類 など
- ⑤ パスポートのコピー(パスポートNo.と名前のページ、日本の出入国スタンプ欄 *1)
*1 自動化ゲートをご利用の場合は、旅行の日程表、航空券の写し等
- ⑥ その他(必要に応じてご提出をお願いすることがあります。)

海外旅行アシスタンスセンター(24時間365日・日本語対応)

ご不明な点は、海外旅行アシスタンスセンターへご連絡ください。
お手続き方法についてご案内いたします。

海外から：6～9ページを参照ください。
日本から：0120-810-592



20

21

ケガや病気に関する英会話・用語

医師に書類作成を依頼する場合の文例

医師等に対して、保険金請求に必要な書類を作成してもらうための文例です。必要に応じて、病院窓口または医師にこのページをご提示ください。

■日本語(Japanese)

医師の方へ

保険金請求のために必要ですので、次の書類を交付してください。

- ・ 診断書
- ・ 医療費明細書、領収書

■英語(English)

To the attending Doctor

Please provide me with the following documents which are necessary for the claim benefit.

- ・ A doctor's diagnosis and specification of medical treatment
- ・ Medical bills and receipts

■フランス語(French)

A l'intention du Docteur

Afin qu'une demande de remboursement puisse être adressée rapidement à la compagnie d'assurances, Je vous prie de bien vouloir me délivrer les pièces suivantes.

- ・ Certificat médical
- ・ Factures et reçus des frais médicaux

■ドイツ語(German)

An den behandelnden Arzt

Bitte stellen Sie die folgenden Dokumente, die für die Inanspruchnahme der Versicherungsleistungen notwendig sind, aus und übergeben Sie dem Patienten.

- ・ Medizinisches Attest
- ・ Arztrechnung und Quittung

■スペイン語(Spanish)

Estimado Doctore

Le agradezco nos expida los documentos siguientes, para entregarlos a la oficina de seguro, para poder cobrar.

- ・ Certificado medico
- ・ Recibos de todos los pagos que se hicieron

22

一般的な病気、ケガに関する英会話

具合が悪いです

アイ フィール シック

I feel sick.

ここが痛いです

アイ ハブ ア ペイン ヒア

I have a pain here.

熱があります

アイ ハブ ア フィーバー

I have a fever.

風邪をひきました

アイ ハブ コート ア コールド

I have caught a cold.

下痢をしています

アイ ハブ ア ダイアリア

I have a diarrhea.

アレルギー症です

アイ アム アレジック

I am allergic.

医者を呼んでください

プリーズ コール ア ドクター

Please call a doctor.

救急車を呼んでください

プリーズ コール フォー アン アンビュランス

Please call for an ambulance.

一番近くの病院はどこですか

ウェア イズ ザ ニアレスト ホスピタル

Where is the nearest hospital?

誰か日本語を話せる人はいますか

イズ セア エニワン フー スピークス ジャパニーズ

Is there anyone who speaks Japanese?

どのくらい安静が必要でしょうか

ハウ ロング ドゥ アイ ハブ トゥ ステイ イン ベッド

How long do I have to stay in bed?

どこが悪いのでしょうか

ホワット イズ ロング ウィズ ミー

What is wrong with me?

少しよくなりました

アイ フィール ア リトル ベター

I feel a little better.

大変よくなりました

アイ フィール マッチ ベター

I feel much better.

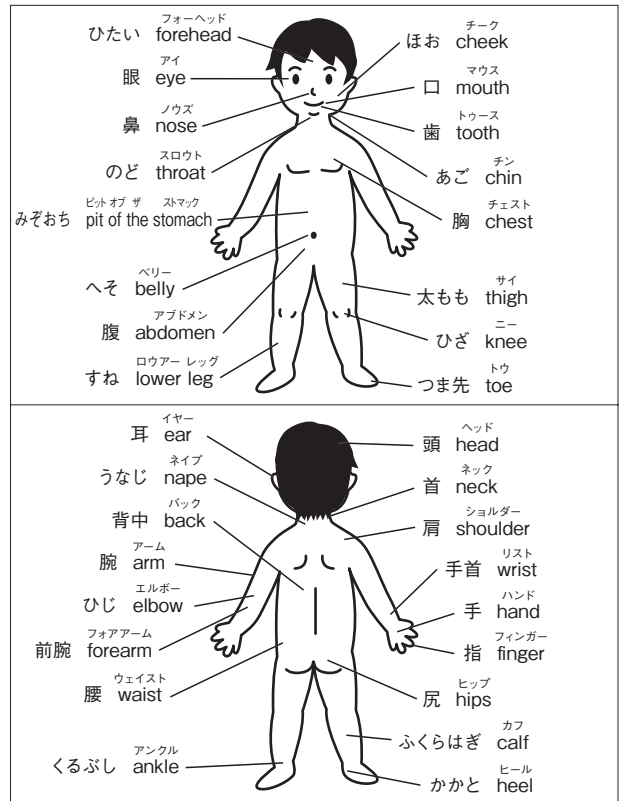
23

病気・ケガに関する英単語

一般的な症状		皮膚科系	
痛み	pain (ペイン)	かゆい	itchy (イチチ)
(たえずなく)	continuously (コンティニユアスリー)	じんましん	urticaria (アーティケリア)
(1分ごとに)	everyminute (エブリミニッツ)	外科系	
頭痛	headache (ヘッドエイク)	すり傷	laceration (ラセレーション)
鈍痛	dull pain (ダル ペイン)	切り傷	cut (カット)
偏頭痛	migraine (マイグレイン)	捻挫	sprain (スプレイン)
激しい痛み	sharp pain (シャープ ペイン)	火傷	burns (バーンズ)
背中の痛み	back pain (バック ペイン)	打撲	bruise (ブルース)
せき	cough (コフ)	耳鼻咽喉科系	
発熱	fever (フィーバー)	のどの痛み	sore throat (ソア スロート)
寒気	chill (チル)	鼻がつまる	blocked nose (ブロックド ノーズ)
発汗	sweat (スウェット)	耳なり	ringing in the ears (リンギング イン イヤーズ)
下痢	diarrhea (ダイアリア)	病名	
便秘	constipation (コンスティペイション)	肺炎	pneumonia (ニューモウニャ)
だるい	tiredness (タイアードネス)	喘息	asthma (アスマ)
むくみ	swelling (スウェリング)	高血圧	hypertension (ハイパーテンション)
歯痛	tooth pain (トゥース ペイン)	低血圧	hypotension (ハイポテンション)
消化器系		中耳炎	otitis media (オータイティスミディア)
胃痛	stomachache (ストマックエイク)	糖尿病	diabetes mellitus (ダイアビーツィス メリタス)
腹痛	abdominal pain (アブドミナル ペイン)	心筋梗塞	heart infarction (ハート インファークション)
胸やけ	heartburn (ハートバーン)	てんかん	epilepsy (エPILEPSY)
吐く	vomiting (ヴォミティング)	薬	
不快感	discomfort (ディスコンフォート)	鎮痛剤	pain-killer (ペイン キラー)
食欲不振	anorexia (アナレキシア)	解熱剤	fever reducer (フィーバー リデュース)
はき気	nausea (ネーシア)	消化剤	digestive (ダイジェスティブ)
神経・筋肉系		抗生物質	antibiotics (アンティバイオティックス)
筋肉痛	muscular pain (マスキュラー ペイン)	下剤	purgatives (パーガティブ)
めまい	dizziness (ディジネス)	食前服用	take before meals (タイク ビフォー ミールズ)
けいれん	convulsion (コンヴァルション)	食後服用	take after meals (タイク アフター ミールズ)
関節痛	joint pain (ジョイント ペイン)	食間服用	take between meals (タイク ビトゥー ミールズ)

24

身体各部の名称



25

海外旅行傷害保険の概要 (1/5)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
傷害死亡保険金	被保険者が旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
傷害後遺障害保険金	被保険者が旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害を被った場合
疾病死亡保険金	被保険者が、 a. 責任期間中に病気で死亡された場合 b. 責任期間中に発病した病気または責任期間中に原因が発生し責任期間終了後72時間以内に発病した病気で、責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、かつその後も治療を継続していた場合に限り、ます。) c. 責任期間中に感染した特定の感染症(*1)により責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合

26

お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。 ※同一のケガにより既に傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、その金額を差し引いた残額をお支払いします。	① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 被保険者の自動車などの無資格・酒気帯び運転中の事故。被保険者が麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態での自動車などの運転中の事故。 ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置(保険金を支払うべきケガの治療によるものである場合は、お支払いの対象になります。) ⑦ 被保険者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱などその他これらに類似の事変 ⑨ 核燃料物質による事故、放射線照射または放射能汚染 ⑩ 危険な運動等(*2)を行っている間に生じたケガ など
後遺障害の程度に応じて傷害後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※傷害後遺障害保険金額が保険期間中のお支払い限度となります。	傷害死亡の①~⑩のほか、 ・被保険者が訴える頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等の症状で医学的他覚所見のないもの など
疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。	傷害死亡の①、②、⑦~⑨のほか、 ・被保険者が被ったケガに起因する病気 ・被保険者の妊娠、出産、早産または流産に起因する病気 ・被保険者の歯科疾病 ・山岳登山(*3)を行っている間に発病した高山病 など
*1 「特定の感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類から四類の感染症、指定感染症、新型コロナウイルス感染症をいいます。詳細は32ページをご覧ください。 *2 「危険な運動等」とは、32ページに記載する運動をいいます。 *3 「山岳登山」とは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。	

27

海外旅行傷害保険の概要 (2/5)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
治療・ 救済費用 保険金	治療費用部分 被保険者が、 a. 責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガを直接の原因として、医師の治療を要した場合 b. 責任期間中に発病した病気、責任期間中に原因が発生し責任期間終了後72時間以内に発病した病気を直接の原因として、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合 c. 責任期間中に感染した特定の感染症（※1）を直接の原因として、責任期間終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合 ※1 「特定の感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類から四類の感染症、指定感染症、新型コロナウイルス感染症をいいます。詳細は32ページをご覧ください。
救済費用部分	被保険者が、 d. 責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガまたは責任期間中に発病した病気を直接の原因として、継続して3日以上入院した場合（病気については責任期間中に医師の治療を開始していた場合に限り、） e. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合 f. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合（ただし、被保険者の生死が判明した後に発生した費用は、お支払いの対象外になります。） g. 責任期間中に被ったケガまたは行った自殺行為を直接の原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 h. 病気または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として、責任期間中に死亡した場合 i. 責任期間中に発病した病気を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合（責任期間中に医師の治療を開始し、その後も治療を継続していた場合に限り、）

28

お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
実際に支出した治療費用等で社会通念上妥当な金額をお支払いします。ただし、ケガの場合は事故の発生の日から、病気または特定の感染症（※1）の場合は治療開始日から、それぞれその日を含めて180日以内に必要となった費用に限り、ます。 - 医師の診察費、処置費用および手術費（緊急移送費、病院を利用できない場合や医師の指示により静養するための宿泊施設客室料などを含みます。） - 治療のために必要となった通訳雇入費、交通費 - 義手および義足の修理費（ケガの場合のみお支払いの対象となります。） - 保険金請求のために必要な医師の診断書費用 - 入院により必要となったA.国際電話料等通信費、B.身の回り品購入費（5万円限度）。ただし、AとBとの合計で20万円が限度となります。 - 旅行離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費や宿泊費 - 法令に基づき、公的機関より、病原体に汚染された場所または汚染された疑いがある場所の消毒を命じられた場合の消毒費用 など 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が実際に支出した救済費用等で社会通念上妥当な金額をお支払いします。 - 捜索救済費用 - 救済者の現地までの往復航空運賃等の交通費（救済者3名分まで） - 救済者の宿泊施設の客室料（救済者3名分まで、かつ、1名につき14日分まで） - 現地からの移転費用（払戻しを受けた金額、自己負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は除きます。） - 救済者の渡航手続費、現地での諸雑費（合計で20万円限度） - 遺体処理費用（100万円限度） など ※1回のケガ・病気・事故につき治療・救済費用保険金額がお支払い限度となります。 ※3 「山岳登山」とは、ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。	傷害死亡の⑦～⑩のほか、 - 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為（被保険者の自殺行為でその行為の日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、救済費用部分は、お支払いの対象になります。） - 被保険者の自動車などの無資格・酒気帯び運転中の事故（事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、救済費用部分は、お支払いの対象になります。） - 被保険者が麻薬などに由来する状態での自動車などの運転中の事故。 - 被保険者の妊娠、出産、早産または流産に起因する病気（責任期間中に死亡したときは、救済費用部分は、お支払いの対象になります。） - 山岳登山（※3）を行っている間に発病した高山病 - 被保険者の歯科疾病 - 被保険者が訴える頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等の症状で医学的他覚所見のないもの - 日本国外でカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療のために支出した費用 など ※旅行行程前に原因が発生した病気による「治療費用」のお支払いはできません。ただし、「救済費用」で保険金をお支払いできる場合があります。

29

海外旅行傷害保険の概要 (3/5)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
賠償責任保険金	被保険者が旅行行程中に生じた偶然な事故により、他人の身体の障害や他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負った場合 ※ルームキーを含むホテル等の宿泊施設の客室、賃貸業者から借りた旅行用品等はお支払いの対象になります。
携行品損害保険金	被保険者が旅行行程中に携行する携行品（被保険者が所有または旅行行程開始前にその旅行のために他人から無償で借り入れたカメラ、バッグ、衣類等の身の回り品）が盗難・破損・火災等の偶然な事故により損害を受けた場合 ＜対象に含まれない主な物＞ 通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、通帳、現金自動支払機用カード、クレジットカード、稿本、設計書、図案、帳簿、船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）、自動車等（付属品を含みます。）、被保険者が山岳登山・ハンググライダー・搭乗等を行っている間のその運動用具、ウィンドサーフィン・サーフィン等を行うための用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物および植物、商品・製品等、業務用設備・什器等、データ・ソフトウェア・プログラム等の無体物 など

30

お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として損害賠償金および費用（訴訟費用等）をお支払いします。 ※賠償金額の決定には事前に当社の承認が必要となりますのでご相談ください。	傷害死亡の⑧、⑨のほか、 - 保険契約者または被保険者の故意 - 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 - 被保険者の同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 - 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 - 被保険者の心身喪失に起因する損害賠償責任 - 航空機、船舶（※4）、車両（※5）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など ※4 「船舶」：原動力が専ら人力であるもの、ヨット、水上オートバイはお支払いの対象になります。 ※5 「車両」：原動力が専ら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービルはお支払いの対象になります。
携行品1つ（1個、1組または1対）あたり10万円（旅券、乗車券等は合計5万円）を限度として、時価額または修繕しうる場合には修繕費（時価額を限度とします。）のいずれか低い額をお支払いします。 ※携行品損害保険金額が保険期間中のお支払い限度となります。	傷害死亡の①、③、⑧、⑨のほか、 - 携行品の欠陥、または自然の消耗、性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 - 携行品の機能に支障をきたさない外観の損害 - 携行品の置き忘れまたは紛失 - 偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故または機械的故障 - 差し押え、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置による損害、空港等の安全確認検査における手荷物の錠の破損は、お支払いの対象になります。） など

31

海外旅行傷害保険の概要 (4/5)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
航空機寄託 手荷物遅延等 費用保険金	被保険者が乗客として搭乗する航空機の到着後6時間以内に、航空会社に寄託した手荷物が目的地に運搬されなかった場合
航空機遅延 費用等保険金	被保険者が、 a. 乗客として搭乗予定の航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能もしくは乗客として搭乗した航空機の着陸地変更により出発予定時刻から6時間以内に代替機が利用できない場合 b. 搭乗した航空機の遅延等により乗継地から出発する搭乗予定の航空機に搭乗できず乗継地への到着時刻から6時間以内に出発機の代替機が利用できない場合
旅行中の 事故による 緊急費用保険金	責任期間中に生じた予期せぬ偶然な事故がもとで、被保険者が責任期間中に以下の費用の負担を余儀なくされた場合 a. 交通費 b. 宿泊施設の客室料 c. 通信費 d. 渡航手続費 e. サービス取消料等 f. 食事代 g. 身の回り品購入費 ※公的機関等により事故証明がなされる場合に限りです。 ※f.については、乗客として搭乗予定の航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能の場合または乗客として搭乗した航空機の着陸地変更の場合に限りです。 ※g.については、乗客として搭乗する航空機の到着後6時間以内に、航空会社に寄託した手荷物が目的地に運搬されなかった場合で到着後96時間以内に目的地で支払った費用に限りです。

32

お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
到着後96時間以内に目的地で支払った衣類・生活必需品等の費用をお支払いします。ただし、寄託した手荷物が到着した以降に支払った費用はお支払いしません。 ※1回の事故につき10万円がお支払い限度となります。	傷害死亡の⑧、⑨のほか、 ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波など
実際に支出したホテル客室料、食事代、交通費等の費用等で社会通念上妥当な金額をお支払いします。 ※1回の事故につき2万円がお支払い限度となります。	傷害死亡の⑧、⑨のほか、 ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波など
被保険者が実際に支出した左記の費用のうち、社会通念上妥当と認められる金額、または同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額をお支払いします。ただし、払戻しを受けた金額、自己負担することを予定していた金額は除きます。 ※a.～f.の合計で、旅行中緊急費用保険金額が保険期間中のお支払い限度となります。 ※f.については、旅行中緊急費用保険金額の10%が保険期間中のお支払い限度となります。 ※g.については、旅行中緊急費用保険金額の2倍が保険期間中のお支払い限度となります。	傷害死亡の②、③、⑦～⑩のほか、 ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・ 被保険者の妊娠、出産、早産、流産もしくはこれらに起因する病気の発病 ・ 被保険者の歯科疾病の発病または症状の悪化 ・ 被保険者が訴える頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等の症状で医学的他覚所見のないもの ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・ 運行時刻が定められていない交通機関の遅延、欠航、運休 ・ 保険料領収前または責任期間開始前の原因など

33

海外旅行傷害保険の概要 (5/5)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
キャンセル費用保険金（航空券等補償型）	被保険者が保険責任期間中に生じた以下のいずれかの事由により、旅行サービスについて搭乗を取りやめ、被保険者がその費用（取消料・違約料など）を負担した場合 ・ 被保険者などが空港や駅に向かうために利用する交通機関のうち、運行時間が定められているものに運休・欠航または1時間を超える遅延が発生した場合 ・ 被保険者などが空港や駅に向かうために自動車など（原動機付自転車を含みます）を運転している間または乗車している間にその自動車などに対人・対物の交通事故が発生した場合や、被保険者などが使用する自動車などが故障し自力走行不能となった場合 ・ 被保険者などに対して日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合 ・ 被保険者などのペット（犬もしくは猫）が死亡または危篤になった場合や、傷病により獣医師の診察を受け動物病院で手術を受けたまたはその傷病を直接の原因として入院を開始した場合（盲導犬・聴導犬・介助犬などの身体障害者補助犬も含みます。） ・ 被保険者などが搭乗日またはその前日に第三者の葬儀に参列した場合 ・ 旅行サービスの目的地（被保険者などが旅行サービスにおいて訪問を予定している場所をいいます。）において被保険者などが参加予定のイベントが搭乗日（搭乗日が複数ある場合は、搭乗日ごとに適用します。）までに中止されたまたは開催日時が変更された場合。ただし、中止または開催日時の変更の発表までに事前にイベントの入場券などを取得または確定予約（イベントへの参加を確定させる予約をいい、仮予約や抽選申込などは含みません。）していたとき、かつ、その入場券などの有効期間内に行われるイベントがすべて中止されたまたは開催日時が変更されたときに限ります。 ・ 被保険者などの妊娠の判明または被保険者などが出産、早産もしくは流産（切迫早産および切迫流産を含む）した場合 ・ 被保険者と同行者との間で離婚が発生した場合 ・ 被保険者などの勤務する会社が倒産した場合 ※「旅行サービス」とは、保険契約証記載の航空券などに関するサービスをいいます。 ※「被保険者など」とは、被保険者または同行者をいいます。

34

お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
その費用に対し保険契約証記載の保険金支払割合を乗じた金額をキャンセル費用保険金としてお支払いします（保険契約証記載のキャンセル費用保険金額を限度とします）。なお、被保険者などが旅行サービスに搭乗する前にキャンセル事由が発生した場合に限りです。	傷害死亡の⑧、⑨の他、 ・ 保険契約者、被保険者または同行者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・ 被保険者または同行者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・ 被保険者または同行者の自動車などの無資格・酒気帯び運転中の事故。被保険者が麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態での自動車などの運転中の事故。 ・ 被保険者または同行者に対する刑の執行 ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・ 旅行サービスを提供する運送機関があらかじめ定める搭乗基準などを満たさず搭乗できなかった場合 ・ キャンセルする理由が保険契約前に発生していた場合 ・ 自己都合や社会情勢への不安を理由としたキャンセルの場合など ※上記の他、旅行サービスを提供する事業者の破産、解散または未払債務の不能もしくは支払遅延によって生じた費用についてはお支払いの対象となりません。

35

※1 「特定の感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類から四類の感染症、指定感染症、新型コロナウイルス感染症をいいます。

【一類感染症】

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

【二類感染症】

急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(特定鳥インフルエンザに限る)

【三類感染症】

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バラチフス

【四類感染症】

E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、コクシジオイデス症、サル痘、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、ニバウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発疹(しん)チフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱

【指定感染症】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。

【新型コロナウイルス感染症】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)であるものに限ります。)

(2023年5月8日現在)

※2 「危険な運動等」とは、以下の運動をいいます。

- 山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含む。))をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除く。)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(グライダーおよび飛行船を除く。)、操縦(職務として操縦する場合を除く。)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいう。))を除く。搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- 自動車、オートバイ、モーターボート、ゴーカート、スノーモービル等による競技、競争、興行、試運転